

保存版

松原市立恵我南小学校
校長 磯田 康俊

台風接近時の登下校の対応について

日ごろは、本校教育活動にご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、台風接近時の登下校の対応についてお知らせいたします。なお、このプリントは、保存版として、見やすいところに掲示しておいていただくようお願いいたします。
なお、臨時休校や緊急下校等になった場合は、連絡メールで送信するとともに、恵我南小学校ホームページでもお知らせいたしますので、緊急連絡以外は学校への電話による問い合わせはできるだけご遠慮いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

- 大阪府全域または南河内地区、松原市に「暴風警報」が発令された場合
 - ◆午前8時30分までに「暴風警報」が【解除】された時は、解除された時点で、通学路の安全に十分注意して登校させてください。下校時間は、12時です。（給食がないため）
 - ◆午前8時30分を過ぎても、「暴風警報」が【発令中】の時は、『休校』とします。
※大雨警報・洪水警報では、休校になりません。
※8時30分までは、「暴風警報」が発令中か解除されたかどうかテレビ等で確認してください。
- 学校給食について
 - ◆午前7時現在で「暴風警報」が【発令中】の時は、登校の有無にかかわらず、「当日の給食実施無し」が確定します。
- 登校後、「暴風警報」が発令された場合（いずれ雨や風が強くなると予想される場合）
 - ◆状況を判断し、児童の安全を最優先して下校させることがあります。
※緊急下校の場合は、連絡メール・ホームページでお知らせします。
※学童の子どもたちは、学童教室に集合して、学校で待機します。
 - ◆台風等の被害から身を守るために子どもたちにご注意ください。
 - ・川や溝、池などに近寄らないこと
 - ・必要な時以外は外出しないこと
 - ・天気予報をよく見て、台風の進路等状況を把握しておくこと
 - ◆なお、昨年度から、震度5弱の地震発生時も臨時休校となることが追加されました。右面でもご確認ください。

【台風・地震等発生時の登下校の取扱いについて】（抜粋） (松原市教育委員会)

- 大阪府下全域又は南河内地区、松原市に『暴風警報』が発令された場合、臨時休校とする。
 - ・始業時（午前8時30分）を過ぎて解除された場合は、臨時休校とする。
 - ・始業時（午前8時30分）までに警報が解除された場合は速やかに登校とする。
 - 松原市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校とする。
 - ・また、その日以降の登校も、近隣地域の安全が確認されてからとし、それまでは自宅待機とする。
 - *「特別警報」等の発令による、異例にわたる事項の処理については、市教育委員会の指示または学校長の判断によるものとする。
 - 学校給食については、
 - 「特別警報」「暴風警報」が午前7時現在において発令中の場合、それ以降の解除時刻にかかわらず給食は中止するものとする。ただし、始業時（午前8時30分）までに「警報」が解除された場合は1にあるように登校とするが、給食がないことから午前中のみ授業とする。
 - 「震度5弱」以上の地震が発生した場合、発災時刻に関わらず午前7時現在、臨時休校と決定されている場合は給食中止とする。
- *特別警報とは
尋常でない大雨、洪水、津波、噴火その他の大災害が発生又は発生すると予想される場合に発令される警報
各種警報や特別警報については、気象庁ホームページ「防災情報」で確認できます。